

平成25年 9月 1日

会 員 各位

東京SR経営労務センター
会 長 川 崎 秀 明
(公 印 省 略)

「特別加入に係る給付基礎日額の改正について」(お知らせ)

東京労働局より「特別加入に係る給付基礎日額の改正について」通知がありましたので、ご連絡いたします。

標記につきまして、平成25年 9月 1日に労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料徴収等に関する法律施行規則の一部が改正されました。

改正の具体的内容につきましては、下記のとおりとなります。また、厚生労働省ホームページ掲載のリーフレットを裏面に印刷しましたのでご覧ください。

記

1. 改正内容: 労災保険特別加入者の給付基礎日額の上限引き上げ

改正前	3,500・4,000・5,000・6,000・7,000・8,000・9,000・10,000・12,000・14,000・16,000・18,000・20,000
改正後	3,500・4,000・5,000・6,000・7,000・8,000・9,000・10,000・12,000・14,000・16,000・18,000・20,000・ 22,000・24,000・25,000

※ただし、当SRでは、一人親方につきましては、従来通り5,000円からの適用となります。

2. 適用時期

すでに特別加入している方	平成26年度から改正後の給付基礎日額の選択が可能
新規に特別加入する方	加入時に改正後の給付基礎日額を選択が可能

3. 施行日: 平成25年9月1日

お問合せ先
東京労働局 労働保険徴収部
適用・事務組合課 事務組合課
事務組合徴収第2係 (特別加入担当)
TEL 03-3512-1647

中小事業主、運送業・建設業の一人親方、海外派遣者など
労災保険に特別加入している皆さま、これから特別加入をお考えの皆さまへ

9月から労災保険の特別加入者の 給付基礎日額の選択の幅が広がります！

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる人には、特別に任意加入を認めています。これが「特別加入制度」です。

特別加入できるのは、中小企業を経営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方」、海外に出向させる「海外派遣者」などです。

特別加入者に対する保険給付額は「給付基礎日額」によって算出します。

特別加入の場合、加入者本人が「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになっています。

平成25年9月1日からは、「給付基礎日額」の選択の幅が広がります。

[特別加入者の給付基礎日額]

9月1日から、新たに22,000円、24,000円、25,000円が選択できるようになります。

	給付基礎日額				
従来	3,500円、 8,000円、 16,000円、	4,000円、 9,000円、 18,000円、	5,000円、 10,000円、 20,000円	6,000円、 12,000円、	7,000円、 14,000円、
今回追加の額	22,000円、	24,000円、	25,000円		

◆すでに特別加入している方

来年度（平成26年度）から変更後の給付基礎日額が選択できます。
給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度末（平成26年3月18日～3月31日）または労働保険の年度更新期間（平成26年6月1日～7月10日）に手続きを行ってください。

◆新規に加入する方

加入する時に、すべての給付基礎日額を選択できます。

詳細は、都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署